



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）…………… 1

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 土地改良区の監事及び清算人の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課）…………… 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄工業高等学校）…………… 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 5

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第69号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第162号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7号の(14)を「(15)」に改め、同号中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

- (11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第437号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	令和2年2月5日(水曜日) 午前10時から午後3時まで	吉の浦会館
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	令和2年2月13日(木曜日) 午前10時から午後2時まで	キャロット愛ランドマリ ンターミナル
	令和2年2月14日(金曜日) 午前10時から午後3時まで	うるま市立勝連地区公民館
北中城村	令和2年2月17日(月曜日) 午前10時から午後3時まで	北中城村商工会
与那原町	令和2年2月19日(水曜日) 午前10時から午後3時まで	与那原町立綱曳資料館
南風原町	令和2年2月26日(水曜日) 午前10時から午後3時まで	地域交流センター南風原 町立中央公民館
南城市玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地、玉城字前川、佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、佐敷字新開及び字つきしろ	令和2年2月25日(火曜日) 午前10時から午後3時まで	南城市玉城中央公民館
	令和2年2月27日(木曜日) 午前10時から午後3時まで	南城市老人福祉センター

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり野原土地改良区から監事が就任し、並びに清算人が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 監事
就任

氏名	住所
又吉薫	恩納村字恩納2861番地12
大城典保	恩納村字恩納2620番地

任期 令和元年6月23日から令和5年6月22日まで

2 清算人
(1) 就任

氏名	住所
仲間悟	恩納村字恩納2759番地
伊芸久	恩納村字恩納2934番地

當山康德	恩納村字恩納2360番地 1
池宮城秀光	恩納村字恩納3405番地
新里光夫	恩納村字恩納2555番地
登川良雄	恩納村字恩納435番地

(2) 退任

氏名	住所
池原暉一	恩納村字恩納2465番地
伊波得全	恩納村字恩納2506番地
名嘉真安夫	恩納村字恩納3404番地
登川武夫	恩納村字恩納435番地

沖縄県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり伊場土地改良区から監事及び清算人が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 監事

(1) 就任

氏名	住所
又吉薫	恩納村字恩納2861番地12
大城典保	恩納村字恩納2620番地

任期 令和元年6月23日から令和5年6月22日まで

(2) 退任

氏名	住所
山城繁吉	恩納村字恩納2377番地

2 清算人

(1) 就任

氏名	住所
仲間悟	恩納村字恩納2759番地
伊芸久	恩納村字恩納2934番地
當山康德	恩納村字恩納2360番地 1
真栄城守彦	恩納村字恩納3472番地
池宮城秀光	恩納村字恩納3405番地
登川良雄	恩納村字恩納435番地

(2) 退任

氏名	住所
池原暉一	恩納村字恩納2465番地
大城一彦	恩納村字恩納2435番地
大城保洋	恩納村字恩納2515番地
大城保昭	恩納村字恩納2556番地
崎浜秀俊	恩納村字恩納2525番地

沖縄県告示第440号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和元年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 読谷村字儀間片江原465番ほか678筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和元年12月11日 沖縄県指令土第844号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年2月27日 沖縄県指令土第155号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇桃原306番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小那覇187番地（新垣アパート201号） 新垣篤
- 5 検査済証番号 令和元年12月13日 第4619号
- 6 工事完了年月日 令和元年12月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年12月24日

沖縄県立沖縄工業高等学校長 比 嘉 淳

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子制御実習装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立沖縄工業高等学校 那覇市松川3丁目20番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社興洋電子 那覇市宇安謝638番地
- 5 落札金額 34,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年9月3日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第14号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「暦年による」を「4月1日を初日とする1年（以下この条において「会計年度」という。）とする」に改め、同条第4項中「その年」を「その会計年度の期間」に改め、同条第6項中「1月1日」を「4月1日」に改め、同条第9項中「その年」を「その会計年度」に、「翌年」を「翌会計年度」に改める。

第13条の3を第13条の5とし、第13条の2の次に次の2条を加える。

（1年の期間が異なる異動をした職員の年次休暇の日数等）

第13条の3 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）又は沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号。以下この条及び次条において「企業局就業規程」という。）の適用を受ける職員から職員となった者の年次休暇の期間及び年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間及び日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の日数は、局長が別に定める。）とする。

- (1) 1月から3月までの間に勤務時間条例又は企業局就業規程の適用を受ける職員から職員となった者
職員となった日から同日の属する年の3月31日までの期間について、5日に当該職員が直前に繰り越した年次休暇の日数（以下この項において「特定繰越日数」という。）を加えて得た日数から、その年の1月1日から職員になった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零）
- (2) 4月から12月までの間に勤務時間条例又は企業局就業規程の適用を受ける職員から職員となった者
職員となった日から同日の属する年の翌年の3月31日までの期間について、25日に当該職員が特定繰越日数を加えて得た日数から、その年の1月1日から職員になった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が40日を超える場合にあっては、40日）

（1年の期間が異なる異動をした職員の年次休暇の繰越日数）

第13条の4 前条の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、残日数がある場合は、勤務時間条例又は企業局就業規程の適用を受ける職員から職員になった日に与えられた日から2年を経過する日まで、繰り越すことができる。

第16条第2項第7号中「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

新たに職員となった月	年次休暇の日数
4月	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日

1月	5日
2月	3日
3月	2日

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員については、改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、施行日に20日の年次休暇を与えるものとする。

3 改正後の第13条第9項の規定にかかわらず、施行日の前日に在職する職員の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に与えられた年次休暇の日数のうち、当該期間に受けなかった日数がある場合は、その日数を令和2年12月31日まで繰り越すことができる。

4 改正後の第13条第9項の規定にかかわらず、附則第2項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち施行日から令和2年12月31日までの間に受けなかった日数がある場合は、その日数を令和3年12月31日まで繰り越すことができる。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
--	---